

令和4年度  
指導検査報告書

～都民が安心して福祉・医療サービスを利用できるように～

令和5年10月  
東京都福祉局指導監査部



## はじめに

福祉局では、都民の皆様が、安心して質の高い福祉サービスを利用することができるように、事業者に対して、法令基準等に基づき適正にサービス等を提供するよう指導を行うとともに、サービスの質の向上に向けた育成にも取り組んでいます。

また、不適正なサービスの提供や、介護・診療報酬請求等に関する悪質な法令違反を行った事業者や医療機関に対しては、改善勧告等の指導や、改善命令・指定取消などの行政処分を行っています。特に、緊急性や重大性の高い、サービス現場における虐待、職員配置不足や不正請求などの案件に対しては、運営主管部や区市町村と連携した迅速な対応を行っているところです。令和2年度から令和4年度にかけて、新型コロナウイルス感染症のまん延により、通常の見学による実地検査の実施に大きな影響を受けました。一方で、このような状況を契機に、ポストコロナ社会を見据え、「デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進に関する基本構想」を策定し、デジタル技術を活用した新しい指導検査業務を実現するための基本的な考え方や取り組むべき方向性を取りまとめました。策定した基本構想を踏まえて、事業者及び行政双方の事務負担の軽減や利便性の向上を図り、「社会福祉施設等に対する指導検査業務システム」を構築し、令和5年度から運用を開始するなど、取組を進めています。

今後とも、国や区市町村等関係機関との一層の連携を図りながら、効果的・効率的な指導の実施に努めていきます。

この報告書は、令和4年度に実施した指導検査結果について取りまとめたもので、指摘事項を中心に分かりやすくとりまとめ、適正な事業運営の一助となるよう、具体的な指導事例も掲載しています。

都民の皆様には、福祉・医療サービスの抱える課題を知っていただきたいと存じます。また、事業者や医療機関の皆様には、問題の早期発見と自主的な早期改善のために活用していただければ幸いです。

令和5年10月

福祉局指導監査部長 坂本 尚史

# 目次

I	指導検査の概要.....	- 1 -
1	社会福祉施設・事業者等に対する指導検査.....	- 1 -
2	保険医療機関等に対する指導等.....	- 3 -
3	指導監査部の概要.....	- 4 -
II	社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果.....	- 9 -
1	新型コロナウイルス感染症への対応.....	- 9 -
2	社会福祉法人.....	- 10 -
3	介護保険施設.....	- 14 -
4	高齢者施設等.....	- 23 -
5	介護保険在宅サービス事業（福祉系）.....	- 35 -
6	介護保険在宅サービス事業（医療系）.....	- 47 -
7	障害者支援施設等.....	- 52 -
8	障害福祉在宅サービス事業等.....	- 58 -
9	保護施設.....	- 66 -
10	児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く）.....	- 67 -
11	保育所・保育施設等.....	- 71 -
12	その他の施設等.....	- 84 -
III	保険医療機関等に対する指導等の結果.....	- 89 -
1	保険医療機関等.....	- 89 -
2	指定医療機関（生活保護法等）.....	- 96 -
IV	不正や権利侵害に対する監査等.....	- 100 -
1	社会福祉法人に対する特別監査.....	- 100 -
2	介護保険サービスに対する監査.....	- 101 -
3	障害福祉サービス等に対する監査.....	- 103 -
4	保護施設に対する特別指導検査.....	- 105 -
5	児童福祉施設等に対する特別指導検査等.....	- 106 -
6	保険医療機関等に対する監査.....	- 107 -
7	生活保護法の指定医療機関に対する検査.....	- 111 -
V	福祉サービス第三者評価制度.....	- 112 -
1	福祉サービス第三者評価制度とは.....	- 112 -
2	第三者評価の内容.....	- 113 -
3	第三者評価を実施するメリット.....	- 114 -
4	第三者評価の受審促進に向けた取組.....	- 115 -
VI	資料編.....	- 120 -
資料1	令和4年度検査実績一覧.....	- 120 -
資料2	令和4年度返還金等実績.....	- 125 -

資料3	令和5年度指導検査実施方針.....	- 127 -
資料4	社会福祉施設・事業等の概要.....	- 176 -
資料5	各種参考情報.....	- 182 -

(注) II及びIIIの「検査(指導)実施状況」並びにVI資料1における対象数及び  
実地検査数等について

対象数は令和4年4月1日現在の数(八王子市に所在する施設・事業所を除く)を基本とし、実地検査数(実地指導数)及び個別指導数は令和4年度に実施した数を記載しています。

## お知らせ

令和5年7月1日をもちまして、福祉保健局は福祉局と保健医療局に組織を再編しました。

それに伴い、指導監査部指導第三課が再編され、指定医療機関指導担当及び介護機関指導担当は指導第一課に編入し、指導第三課保健医療機関指導担当は保健医療局保健政策部国民健康保険課に編入しました。